

## 社会福祉法人しののい福社会役員報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人しののい福社会定款第21条第1項により、  
役員報酬に関する事項を定める。

### (報 酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事長に対して報酬を支給する。

### (支給額)

第3条 支給額は、年額6万円とする。

### (支給日)

第4条 報酬は、毎年度末の3月末日に支払う。

### (改 正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

### 附 則

この規程は、平成25年 3月17日から施行する。

平成29年 6月18日 一部改正